

堺市堺区区长感謝状被贈呈候補者推薦要領

平成 29 年 3 月 1 日制定

【趣旨】

奉仕活動等市民の模範となる善行を長年にわたり継続し、堺区域の明るく住みよいまちづくりに努めてきた堺区民を顕彰する。

【堺市堺区区长感謝状贈呈制度における善行の考え方】

当該感謝状贈呈制度における善行とは、以下の全てを満たす行為とする。

- ・社会貢献 不特定多数の者（特定の個人又は団体以外の者をいう。）の利益に役立つ行為
- ・自発的な意思 自らの意思をもって行われる行為
- ・営利を目的としない 財産上・金銭上の利益を得ることを目的としない行為

【対象者とその活動等】

・堺区の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人又は同区域内において活動する法人その他の団体で、次の(1)から(3)のいずれかの活動を、おおむね5年以上（各年度3月末を基準日とする。）行っている方を対象とする。

〈対象となる活動〉

- (1) 美しく清潔なまちづくり活動又は平和で安全な環境づくり活動
(例) 自主防災組織活動、防犯パトロール、道路・公園など公共の場所の清掃 等
- (2) 社会的に援護を要する人に対する愛情をもっての救済活動
(例) 社会福祉施設への慰問・奉仕活動、高齢者の見守り活動、地域福祉ボランティア活動 等
- (3) その他市民の模範となる善行に値する活動
(例) 自治会・老人会・女性団体・子ども会の運営 等

〈対象とならない活動〉

- (1) 公共団体の職務や公共的団体の職務として行われた活動（堺市等から委嘱を受けて行われた活動等）
(例) 公務員が公務として行う活動
 民生委員による高齢者宅の訪問、青少年指導員による巡回パトロール
 公園愛護委員による公園の清掃、スポーツ推進委員によるスポーツ指導 など
- (2) 対価を得て行われた活動
- (3) 堺市議会議員、大阪府議会議員、国会議員による活動
- (4) 特定の個人や団体を対象とした活動
(例) 特定のグループに対するスポーツ・音楽等の指導活動 など

【その他】

- ・堺市表彰等規則第2条第1項又は第3条第1項の規定（市長善行者表彰、功績者表彰等）による表彰をすでに受けている方は、表彰対象外とする。